一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
宮古市田老字向新田一六四番四三から岩手県下閉伊郡岩泉町小本字長内五五番一〇まで	一三・六六～一一五・二四	七・二二六

四　指定する期日　平成二十九年八月三十一日

○東北地方整備局告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩手県下閉伊郡山田町山田第一四地割一〇三番三から宮古市金浜第三地割三三番九まで	一二・七八～二二〇・一〇	一五・二二〇

四　指定する期日　平成二十九年八月三十一日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
筑西市布川字沼田一二二六番一から同市玉戸字山ヶ島一〇〇三番三〇まで	前	一三・二〇～三七・〇〇	二・〇五二
	後	二七・〇〇～四八・七八	二・〇五二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
日立市金沢町二丁目一九八三番から同市田尻町字岩井崎二〇九八番三まで	前	A　一〇・五〇～五四・五〇	一〇・六一七	上記A・B・C及びDは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　〇・〇〇～一七一・六〇	五・〇一六	
	後	A　一〇・五〇～五四・五〇	一〇・六一七	
		B・C・D　九・七九～一七一・六〇	七・七三六	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
糸魚川市大字能生字宮ノ上七五五〇番一三二から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	前	一四・五〇～四七・〇〇	〇・四一五
	後	一四・五〇～四六・五〇	〇・四一二

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町高田丙一四番一から同市津島町岩松甲四九二番九まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月三十一日

○四国地方整備局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　宇和島市津島町高田丙一四番一から同市津島町岩松甲四九二番九まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月三十一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所